

# せいかつ ほ ご 生活保護のしおり

「かならず<sup>よ</sup>読んでください」



やまとたかだししゃかいふくしじむしょ  
大和高田市社会福祉事務所

ほごか  
保護課

やまとたかだしおおあざおおなか ばんち  
大和高田市大字大中98番地4

でんわ  
TEL 0745-22-1101

れいわ ねん がつ にちさくせい  
令和6年4月1日作成

# 1 生活保護制度とは

私たちは、病気やケガで働けなくなったり、家計を支えていた人の死別、離別や、高齢、ひとり親になるなどいろいろな理由で収入が減ってしまい、親、子、兄弟姉妹に援助を頼んだり、資産や様々な制度を活用をしても生活費や医療費などの支払いに困ってしまうことがあります。

生活保護は、このようなときに、日本国憲法第25条で定められた「健康で文化的な最低限度の生活」を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする国の制度です。

## 2 生活保護を受けるにあたって

- ① 預貯金、生命保険、学資保険、不動産（土地、建物）、自動車、オートバイ、貴金属は、生活費として活用してください。ただし、これらの資産について、個別の事情によっては、保有が認められる場合がありますのでご相談ください。
- ② 家族で働くことができる人は、持っている能力に応じて働いて、収入を得るように努力してください。
- ③ 親、子、兄弟姉妹などの扶養義務者からの援助については、受けるように努力してください。扶養は保護に優先するものですが、扶養は保護の要件ではありません。扶養義務がある親族に対して、特別な事情がある場合はご相談ください。

④ 各種年金・手当など、他の制度の給付を受けることができる場合は、すみやかに手続きをしてください。

⑤ 暴力団員は、生活保護を受けることはできません。暴力団員であることを故意に届け出なかった場合、詐欺罪等で処罰されることになります。保護受給中であっても、調査等で暴力団員であることが判明した場合には、これまで支給した生活保護費（医療費を含む）を徴収し、さらに詐欺罪等でも処罰されることがあります。

### 3 生活保護の種類

#### ① 生活扶助

食費、衣料代、光熱水費など、日常生活に必要な費用。障害者、妊産婦等には保護費に加算がつく場合がありますので、ご相談ください。

#### ② 住宅扶助

家賃、地代など、住宅に必要な費用

#### ③ 教育扶助

義務教育を受けるのに必要な費用（給食費や学級費、学用品、制服など入学準備に必要なもの）

#### ④ 介護扶助

介護サービスを受けるときの利用者負担や介護保険料

⑤ 医療扶助

病気やけがのため医療機関で治療を受けるのに必要な費用（健康保険で適用される範囲内）

医師が認めた場合で、通院に必要な交通費

⑥ 出産扶助

出産に必要な費用

⑦ 生業扶助

自立のため仕事を始めたり、仕事を習うのに必要な費用

高校就学に必要な費用

⑧ 葬祭扶助

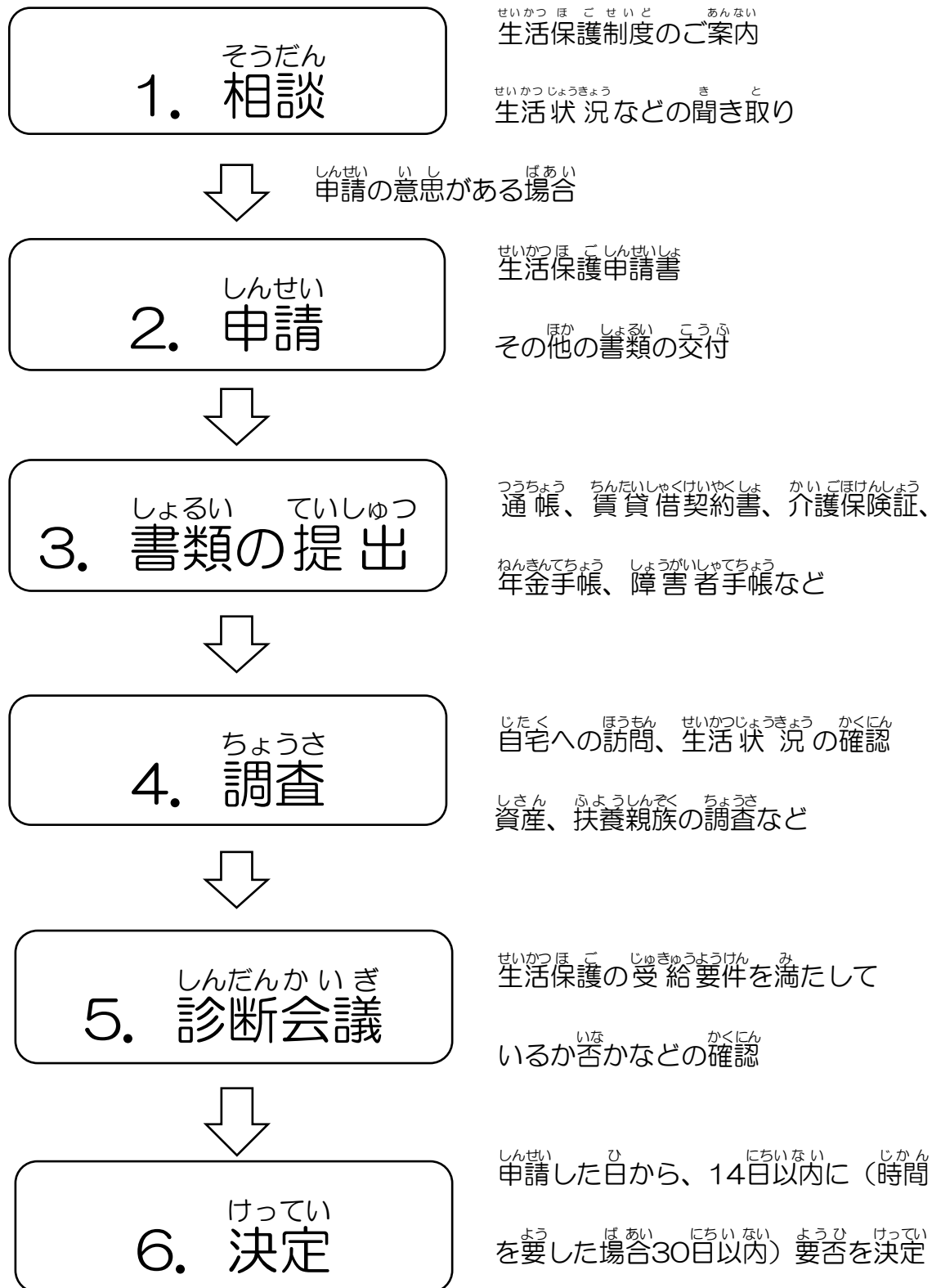
葬祭に必要な費用

※その他、臨時的に費用が必要な場合は、おむつ代や転居費用、治療用装具等

の支給も、条件を満たせば支給することが可能となります。必要な方は必ず

事前にご相談ください。

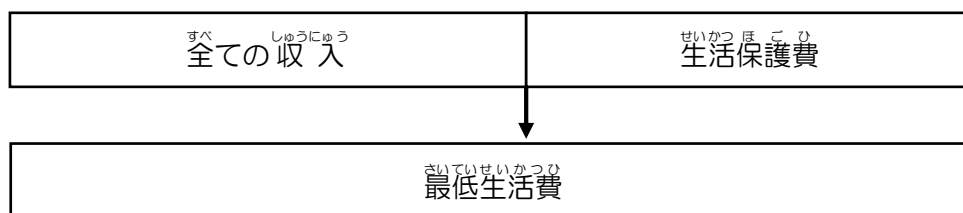
## 4 生活保護決定までの流れ



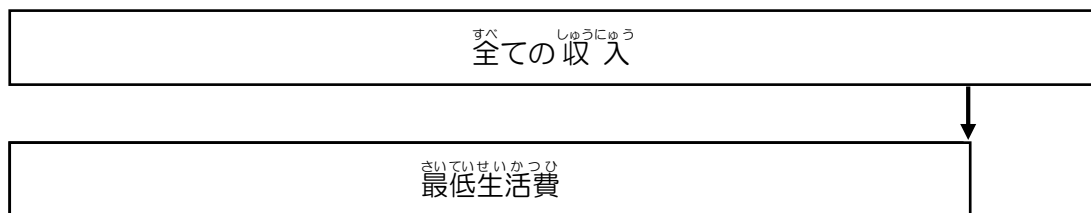
## 5 生活保護を受けるための手続き

保護課に生活保護の相談をしてもらい、本人の申請の意思を確認してから申請を受け付け、必要な調査を行います。生活保護の申請者は、本人またはその扶養義務者、同居の親族となります。調査の結果、世帯の最低生活費と、すべての収入を比べて、収入が最低生活費を下回る場合にその不足分を生活保護費として支給します。

保護を受けられる場合（全ての収入が最低生活費より少ない時）



保護を受けられない場合（全ての収入が最低生活費より多い時）



### 最低生活費とは

年齢別、世帯構成別など、国が決めている基準をもとに生活費（衣食、光熱水費など）、住宅費（家賃、地代など）、教育費（学級費、給食費など）、医療費などを合計した1か月の生活費です。

## 収入とは

給与、賞与、年金、児童扶養手当等各種手当、仕送り、保険金、保証金、解約  
返戻金や資産の売却により得た資金、親族、個人、金融業者からの借り入れ  
など、あなたの世帯の全ての収入が対象であり、必ず収入申告する必要があります。

働いて得た収入については、収入に応じた基礎控除、20歳未満控除  
があり、必要経費（社会保険料や所得税、交通費など）も控除されます。

控除額は、収入とはみなされず生活保護費が減額とならないので、あ  
なたの世帯の手元に残る額です。

## 保護の決定、却下

保護の申請後、担当者が必要な調査をします。資産や収入の状況につい  
て関係先などに確認調査します。扶養義務者（親、兄弟など）の方にも調査を  
行います。また、医療機関の主治医に面接、必要に応じ検診命令を発行します。

全ての調査結果に基づいて保護の必要性を判断し、決定または却下します。

保護の決定は、原則14日以内に行いますが、調査に日時を要する場合は30  
日以内に支給決定を行います。

保護の不利益な変更や申請却下、停止、廃止などの決定に不服がある場合は、  
その決定を知った日の翌日から3ヶ月以内に奈良県知事あてに決定内容の  
審査を請求することができます。

## 6 生活保護費の受け取り方

調査が終わり、生活保護の開始が決定すると保護費が支給されることになります。

保護費は、毎月5日に支払いを行います。ただし、支払日が休日の場合はその前日となります。

保護費の支払いは、原則、銀行振り込みですが、個別の事情により銀行振り込みできない場合は、保護課の窓口で現金払いを行います。その際には、本人確認するために「生活保護費支払票」「登録印鑑」が必要となります。

## 7 医療機関で受診するときは

### ・受診する前に

病気やけがのため医療機関で受診するときは、保護課が発行する「医療券」が必要です。受診前に本人もしくは家族の人が保護課で「医療券」を受け取り、医療機関の窓口に提出してください。

医療機関のなかには生活保護法の指定がなく「医療券」が使用できない医療機関がありますので、事前に担当ケースワーカーに確認してください。かかりつけ医が生活保護法の指定医療機関かどうかわからない場合はご相談ください。

「医療券」は、保険診療と同じ範囲で使用できます。



「医療券」の代わりに「マイナンバーカード」を利用<sup>りよう</sup>しての受診<sup>じゅしん</sup>も可能<sup>かのう</sup>となりました。詳細<sup>しょうさい</sup>については、担当<sup>たんとう</sup>ケースワーカーにお問<sup>と</sup>い合<sup>あ</sup>わせください。

・夜間<sup>やかん</sup>、休日<sup>きゅうじつ</sup>の受診<sup>じゅしん</sup>について

急病<sup>きゅうびょう</sup>で夜間<sup>やかん</sup>や休日<sup>きゅうじつ</sup>に受診<sup>じゅしん</sup>するときは、生活保護<sup>せいかつほご</sup>法の指定<sup>してい</sup>医療機関<sup>いりょうきかん</sup>の受付<sup>うけつけ</sup>で生活保護<sup>せいかつほご</sup>を受けていることを申し出<sup>もうで</sup>て受診<sup>じゅしん</sup>してください。なお、受診<sup>じゅしん</sup>されたときは、後日保護課<sup>ごじつほごか</sup>まで必<sup>かなら</sup>ず届<sup>とど</sup>け出<sup>で</sup>てください。

・健康保険証<sup>けんこうほけんしょう</sup>について

① 国民健康保険<sup>こくみんけんこうほけん</sup>に加入<sup>かにゆう</sup>している場合<sup>ばあい</sup>

生活保護<sup>せいかつほご</sup>を受けている間<sup>あいだ</sup>は、国民健康保険証<sup>こくみんけんこうほけんしょう</sup>は使<sup>つか</sup>えません。「医療券」または「マイナンバーカード」により医療機関<sup>いりょうきかん</sup>で受診<sup>じゅしん</sup>することになりますので、保険証<sup>ほけんしょう</sup>を保険医療課<sup>ほけんいりょうか</sup>へ返<sup>かえ</sup>してください。また、無断<sup>むだん</sup>で加入<sup>かにゆう</sup>はしないでください。

② 会社<sup>かいしゃ</sup>の健康保険<sup>けんこうほけん</sup>に加入<sup>かにゆう</sup>している場合<sup>ばあい</sup>

会社<sup>かいしゃ</sup>の健康保険証<sup>けんこうほけんしょう</sup>は、生活保護<sup>せいかつほご</sup>を受けている間<sup>あいだ</sup>もそのまま使<sup>つか</sup>っていただきます。生活保護法<sup>せいかつほごほう</sup>指定<sup>してい</sup>の医療機関<sup>いりょうきかん</sup>で受診<sup>じゅしん</sup>するときは「健康保険証<sup>けんこうほけんしょう</sup>」と「医療券」の両方<sup>りょうほう</sup>、または「マイナンバーカード」が必要<sup>ひつよう</sup>です。

・同じ病<sup>おな</sup>気<sup>びょうき</sup>で、2か所<sup>かしょいじょう</sup>以上の生活保護<sup>せいかつほご</sup>法の指定<sup>してい</sup>医療機関<sup>いりょうきかん</sup>には受診<sup>じゅしん</sup>できません。

・入院<sup>にゅういん</sup>や退院<sup>たいいん</sup>、病<sup>びょうき</sup>気<sup>き</sup>が治<sup>なお</sup>ったときは、必<sup>かなら</sup>ず保<sup>ほ</sup>護<sup>ご</sup>課<sup>か</sup>まで連<sup>れん</sup>絡<sup>らく</sup>してください。

## ジェネリック医薬品について

薬局で受け取るお薬は、原則、後発医薬品（ジェネリック医薬品）を使用させていただきます。医師が専門的な判断に基づいて、ジェネリック医薬品の使用を認めたときは、患者さんの都合でお薬の変更はできません。

これまでのお薬と色や形が違いますが、効き目や安全性に問題はありますのでご安心ください。

## 「かかりつけ薬局」「お薬手帳」のご案内

「かかりつけ薬局」を決めることや「お薬手帳」を作ることで、次のようなよりよいサポートが受けられることとなります。

- 薬の大量投与、重複投与等の防止
- 薬の副作用の抑制、継続的な効果の確認
- 過去の服薬情報等の管理
- 飲み忘れ、飲み残しの防止対策
- その他、薬剤師さんとの意思疎通の向上等

安全・安心な「かかりつけ薬局」「お薬手帳」のご利用をお勧めいたします。ご相談は、お近くの薬局または保護課までご連絡ください。



## 8 介護サービスが必要になったら

★介護申請する前に必ず、担当ケースワーカーに相談してください。

### ① 65歳以上の方

居宅または施設での介護サービスを受けようとするときは、事前に介護認定の決定を受け、介護保険課の窓口で介護申請を行ってください。なお、居宅での介護を受けようとするときは、介護サービス計画の添付が必要です。要介護区分に応じた介護サービスが受けられ、その介護費用のうち、本来利用者が負担しなければならない利用料（1割）を保護費で扶助します。なお、要介護認定の依頼は、介護保険課に申請してください。

### ② 40～65歳未満の方

介護が必要になったときは、介護を必要とする直接の原因となった病気が特定疾病（16種類）に該当する場合、介護サービスを受けることができますので、担当ケースワーカーに相談してください。ただし、障害者手帳や自立支援医療受給者証（精神通院医療）をお持ちで、障害福祉サービスと介護サービスで重複するサービスがある場合には、障害福祉サービスを優先して活用してください。



## 9 仕事を探すときは

求職活動をするにあたり、福祉事務所の就労支援員とハローワークの相談員と連携してハローワークに同行し、仕事探しの支援や、面接練習、職場で必要なコミュニケーション能力や生活習慣を身に着けるなど就労訓練等の支援も行っています。

安定した職業に就いたこと等により、生活保護を必要としなくなった方に対して、給付金を支給する場合があります。

## 10 生活保護を受けた場合の権利と義務

### 権利

- ① 正当な理由なく、生活保護費を減らされたり、生活保護を打ち切られたりしません。（生活保護法第56条）
- ② 生活保護法により支給された物や生活保護費に対して、税金はかかりません。（生活保護法第57条）
- ③ 生活保護法により支給された物や生活保護費またはこれを受ける権利は差し押さえられません。（生活保護法第58条）
- ④ 生活保護の決定内容に納得できないときは、不服の申し立てをすることができます。（生活保護法第64条、第66条）

① 譲渡の禁止（生活保護法第59条）

生活保護を受ける権利を他人に譲り渡すことはできません。

② 生活上の義務（生活保護法第60条）

- ・ 仕事を探している人は、一日も早く仕事をみつけること
- ・ 働いている人は、少しでも収入を増やすよう頑張って働くこと
- ・ 病気の方は、医師の指示に従い、早く治すように努力すること
- ・ 無駄遣いをしないで、計画的な暮らしをするよう心がけること

（借金や家賃などの滞納をしてはいけません。また、自動車や125cc以上のバイクの使用は原則、してはいけません。）

- ・ その他、生活の維持向上に努力すること

③ 届出の義務（生活保護法第61条）

次のような時は、すみやかに必ず届け出をしてください。

- ・ 給料や年金及び各種手当など収入が増えたり、減ったとき
- ・ 仕事のことで変化があったとき（就職、失業、転職、休職など）
- ・ 家族の人に変わったことがあったとき（出生、死亡、転出、家出、結婚、妊娠、事故、進学、退学など）

・ 健康状態が変わったとき（医療機関で受診するとき、病気やけがが治ったとき、入院や退院をしたとき）

・引越ひっこしをするとき、家賃やちん・地代ちだいが変わったとき

(引越ひっこしするときは、必かならず前まえもって相談そうだんしてください。)

・相続そうぞくなどで、資産しさんを得たとき

・あなたの世帯せたいの力ちからで生活せいかつできる見通しみとおがついたとき

#### ④ 指導しどう、指示しじに従したがう義務ぎむ (生活保護法第62条せいかつほごほうだいじょう)

生活せいかつの維持いじ向こう上じょう、その他保護たほごの目的もくてき達成たっせいに必要な指導ひつようしどうや指示しじ (生活保護法第27条せいかつほごほうだいじょう) を受けたときは、これに従したがう義務ぎむがあります。

【義務ぎむを怠おこたったり、指導しどうや指示しじに従したがわないときは、生活保護せいかつほごが受けられなくなる  
ことがあります。】(生活保護法第62条第3項せいかつほごほうだいじょうだいこう)

### 指導しどう、指示しじとは？

・病気びょうきやけがが治なおって、働はたらけるようになったのに働はたらこうとしないとき

・身体からだの調子ちょうしが悪いのに、医療機関いりょうきかんを受診じゅしんしないとき。また、医師いしの指示しじに従したがわないで、不摂生ふせっせいな生活せいかつを続つづけるとき

・学校がっこうを卒業そつぎょうしたのに、働はたらこうとしないとき

・病人びょうにんや子供こどもの世話せわが必要ひつようでなくなったのに、働はたらこうとしないとき

・働はたらいても、本人ほんにんの能力のうりょくや健康状態けんこうじょうたいから判断はんだんして、十分な収じゅうぶん入しゅうにゅうを得る努えど力りょくをしているとは認めみとられないとき

・その他、生活せいかつの維持向いじ上こうじょうに努力どりょくしないとき

・収しゅうにゅう入とう等の必要ひつような届出とどけでをしないとき

## 11 生活保護の費用の返還と徴収

### ① 資力がありながら、保護を受けた場合の費用返還（生活保護法第63条）

資力があるにもかかわらず、急迫した事情等のため保護を受けた場合には、すでに支給された生活保護費（医療費等を含む）をすみやかに返還しなければなりません。

例としては、

- 交通事故などで損害賠償を受けたとき
- 生命保険などの保険金の支払いを受けたとき
- 不動産（土地、家屋）が売れたとき
- 各種年金、手当などをさかのぼって受け取ったとき

### ② 不正受給の費用徴収と罰則（生活保護法第78条、第85条）

届け出を故意に怠ったり、あるいは偽りの申告をして不正の意図をもって保護を受けた場合は、すでに支給された生活保護費（医療費を含む）を徴収します。さらに、詐欺罪等で処罰されることがあります。

## 12 保護を受けた場合に減免などがされるもの

保護を受けた場合、申請や届出をすることで税金や使用・利用料が減額、免除になる場合があります。ケースワーカーにご相談ください。

☐ 市県民税

☐ 火葬場使用料

☐ 国民年金保険料

☐ 固定資産税

☐ 保育料

☐ 児童ホーム利用料

☐ NHK放送受信料

☐ 市営駐輪場使用料

## 13 地区担当員（ケースワーカー）

あなたの世帯を担当する保護課の職員を、地区担当員（ケースワーカー）といいます。

地区担当員はあなたの家庭を訪問し、助言や指導をしたり必要なことを聞いたり、必要に応じて調査も行います。秘密は守りますので、安心してください。

あなたの担当ケースワーカーは  
\_\_\_\_\_です。